住所の表示が変わることによる手続きは… No.1

平成16年11月から住所の表示が現在の「東予市」、「周桑郡丹原町」、「周桑郡小松町」から「西条市」に変わる ことにより、官公署等で住所表示変更手続きが必要になる場合があります。現在、各方面に照会し確認中です ので、市民の皆さんに密接に関係する項目について順次お知らせします。第1回目は愛媛県関係(抜粋)です。

愛媛県関係の手続きの詳細は『愛媛県市町村合併ホームページ』(http://www.pref.ehime.jp/gappei/) のQ&Aコーナーで見ることができます。

住居表示の変更に伴う手続きにつきましては、冊子を作成し、合併前に全戸に配付する予定です。

項目	該 当 者	手 続 き 方 法	窓口
運転免許証	運転免許証の交 付を受けている 方	住所変更の手続きは必要ありません。 免許の更新申請、再交付申請の際に変 更します。ただし、希望者については、 住所地を管轄する警察署若しくは当該警 察署の管轄区域内の交番・駐在所又は運 転免許センターで行ってください。 手続きを行う場合は、所定の届出書を 提出してください。(手数料は無料です。)	警察本部運転免許管理課 (直) 089-934-0110 西条署交通課 (代) 0897-56-0110 東予署交通課 (代) 0898-64-0110
旅 券(パスポート)	旅券(パスポート) の所持者	住所変更の手続きは必要ありません。 最終ページの「所持人記入欄」の現住 所等は、本人が線で抹消のうえ余白に新 住所を記入してください。(それ以外の ページには記入しないでください。)	パスポートセンター (直) 089-923-5456 西条地方局旅券窓口 (代) 0897-56-1300
身体障害者手帳療 育 手 帳 特別児童扶養手当証書	左記の証書をお 持ちの方	手帳の住所は合併前のままでも問題ありません。ただし、新住所への変更を希望される場合は、通常の変更届を行ってください。(手数料は無料です。)	県庁障害福祉課 (直) 089-912-2422 (直) 089-912-2423 (直) 089-912-2421
道路占用許可河川占用許可	道路・河川の占 用許可を受けて いる方	許可証の住所は合併前のままでも問題 ありません。ただし、新住所への変更を 希望される場合は、通常の変更届を行っ てください。(手数料は無料です。)	西条地方局建設部管理課 (代) 0897-56-1300 丹原土木事務所事業管理課 (代) 0898-68-7004



新しい「丹原児童館」が丹原保育所の隣に完成しまし た。児童館は「児童に健全な遊び場を提供し、その健康 を増進するとともに、情操を豊にすること」を目的とし た施設です。放課後児童クラブも併設されています。

所 在	丹原町大字池田 1 8 0 2 - 3		
電話番号	0898-68-6960		
構造等	木造2階建て(433.68m²)		
主要施設	< 1階> センターホール・プレイルーム・ 調理室・事務室・乳児室 < 2階> 放課後児童クラブ・図書室・ボ ランティア室		
開館時間	児童館は午前8時30分から午後5時 放課後児童クラブは下校時から午後6時		
休館 日	児童館は月曜日、放課後児童は日曜日 その他国民の祝日、年末年始等		

合併協議会結果・資料並びに会議録は合併協議会ホー ムページでも見ることができます。合併に関する質問や ご意見もお寄せ下さい。

http://www.city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会事務局

〒793-0023 西条市明屋敷60番地 市民会館2階 **☎**0897-58-2735 **閏**0897-58-2778

尾100 **SOYINK**
**

資源保護と環境に配慮して再生紙と大豆インキを使用しています。